



長門市

記者配布(発表)資料

発信年月日：令和7年11月28日

所属部課	連絡先
企画総務部 総務課	TEL 0837-23-1114 FAX 0837-22-6345
件名	長門市職員の酒気帯び運転に係る処分について

令和7年8月18日(月)に長門市職員が起こした酒気帯び運転について、下記のとおり処分を行いました。

記

1. 被処分者

経済産業部農林水産課主幹(54歳の男性事務職員)

2. 処分発令日

令和7年11月28日(金)

3. 処分の種類及び内容

懲戒処分として停職6カ月、併せて主任へ降任する分限処分を行った。

4. 処分の理由

被処分者は、8月17日(日)午後10時頃から翌18日(月)午前1時頃まで自宅で飲酒後、睡眠導入剤を服用して就寝。出勤のため同日午前7時40分頃に自家用車を運転し、出発した直後に同一駐車場内に駐車中の車に接触後、さらに勤務先到着までの間、ガードレール等2箇所に接触する事故を起こしたもの。

事故後の検査では、基準値を超えるアルコール(0.3mg/リットル)が検出され、11月14日(金)に略式起訴に同意し、11月19日(水)に違反点数25点で免許取消の行政処分を受けた。

酒気帯び運転が深刻な社会問題となっている状況において、法令を遵守する立場にある市職員が起こした行為は、市民の信頼を大きく裏切る行為であることから、免職の次に重い停職6カ月の懲戒処分と、併せて主任へ降任する分限処分を行った。

5. 管理・監督責任

被処分者の所属の監督職員である経済産業部長を文書訓告、農林水産課長を口頭訓告
職員管理の監督職員である企画総務部長を文書訓告、総務課長を口頭訓告

市長コメント

法令を遵守する立場にある市職員がこのような違法行為を起こしたことは、極めて遺憾であり、市民の信用を著しく失墜することとなり、深くお詫び申し上げます。

今後、このような事態が絶対に起こることのないよう再発防止に取り組み、服務規律の確保、綱紀粛正の徹底を図るとともに、公務員としての自覚を改めて強く促してまいります。